

北海道告示第545号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定による平成30年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成30年5月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 試験期日

平成30年8月29日（水）午前10時30分から午後4時まで

2 試験地

札幌市・旭川市・函館市・釧路市

3 試験科目及び試験方法

(1) 試験科目

ア 医薬品に共通する特性と基本的な知識

イ 主な医薬品とその作用

ウ 人体の働きと医薬品

エ 薬事に関する法規と制度

オ 医薬品の適正使用と安全対策

(2) 試験方法

試験は、筆記（マークシート）の方法により実施する。

4 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出すること。

(1) 登録販売者試験受験願書

(2) 写真

（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、申請前6月以内に脱帽して正面上半身を撮影したもの）

裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(3) 入力通知書

5 受験手数料

受験手数料は18,100円とする。

（受験願書に18,100円に相当する額面の北海道収入証紙を貼付し、申請者の印章又は署名により消印すること。）

6 受験手続

(1) 受付期間

平成30年5月31日（木）から同年7月2日（月）まで

（日曜日及び土曜日を除く。郵送の場合は簡易書留とし、7月2日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(2) 提出先

ア 道内（札幌市、旭川市、小樽市及び函館市を除く。）に住所を有する者は、最寄りの道立保健所（保健所支所）に関係書類を提出するものとする。

イ 札幌市、旭川市、小樽市又は函館市に住所を有する者は、住所地を所管する市立保健所に関係書類を提出するものとする。

ウ 道外に住所を有する者は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課に関係書類を提出するものとする。

7 問合せ先

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務薬務グループ

（電話番号011-231-4111内線25-331）又は各保健所（保健所支所）

8 その他

(1) 受験願書の提出後は、受験しない場合でも受験手数料を返還しない。

(2) 試験会場は、受験者に送付する受験票により通知する。